高知県公報

発　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

告　示　　ページ
○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）1
○保安林の解除予定の通知（〃）1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（〃）2
○公共測量の実施の通知（2件）（用地対策課）2
○公共測量の終了の通知（2件）（〃）2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）2
○道路の区域変更（道路課）2
公　告
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）3

告　示

高知県告示第696号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
安芸市別役字土居290の６・290の37（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字土居290の６・290の37（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第697号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町下八川字奥谷丁5999、丁6000
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥谷丁5999
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第698号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字新三郎上ミ2987の１、2987の18
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字新三郎上ミ2987の１・2987の18（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第699号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町打井川字スカ69の３、70の２、71の２、71の４、71の７
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字スカ69の３・70の２・71の２・71の４・71の７（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第700号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

1　解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市橋上町坂本字ホキ道456の13及び456の14

２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　解除の理由
　道路用地とするため

高知県告示第701号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　宿毛市平田町戸内字弦葉山6736の３、6736の４、字本谷山6748の１、6748の10、6748の11
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第702号

南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年11月２日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類
　公共測量（写真地図作成）
２　作業期間
　令和８年９月25日から令和９年２月26日まで
３　作業地域
　南国市全域

高知県告示第703号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年11月５日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類
　公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
２　作業期間
　令和８年11月４日から令和９年３月10日まで
３　作業地域
　土佐郡土佐町地蔵寺地先

高知県告示第704号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和８年１月高知県告示第56号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和８年10月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第705号

いの町長から令和８年５月高知県告示第347号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和８年10月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第706号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

安芸市奈比賀大江
（１）　座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度31分41秒3097	東経133度57分18秒3458
2	北緯33度31分41秒2165	東経133度57分19秒3856
3	北緯33度31分39秒3685	東経133度57分19秒3788
4	北緯33度31分38秒7582	東経133度57分18秒8829
5	北緯33度31分39秒1018	東経133度57分17秒9805
6	北緯33度31分39秒6026	東経133度57分18秒0445
7	北緯33度31分39秒8331	東経133度57分18秒3889
8	北緯33度31分40秒2687	東経133度57分17秒8736
9	北緯33度31分40秒5362	東経133度57分18秒2934
10	北緯33度31分38秒4481	東経133度57分17秒0718
11	北緯33度31分38秒5526	東経133度57分17秒4968
12	北緯33度31分38秒0459	東経133度57分17秒8785
13	北緯33度31分37秒2809	東経133度57分17秒9248
14	北緯33度31分36秒7267	東経133度57分17秒4014
15	北緯33度31分37秒1310	東経133度57分16秒5265
16	北緯33度31分37秒5407	東経133度57分16秒4352

（２）　区域
　座標１から座標９までを順次に直線で結んだ線及び座標７と１を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに座標10から座標16までを順次に直線で結んだ線及び座標16と10を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、市道奈比賀古井線の道路区域内及び山ヶ谷川の砂防指定地を除く。

高知県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和８年11月24日から２週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　北本町領石
３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高知市一宮しなね二	前	9.1 ～	30

丁目2554番２から高知市一宮しなね二丁目4669番４まで		10.6	
	後	10.3 ～ 10.8	30

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和８年11月24日

高知県知事　濵田　省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和８年６月４日 ８高西土第214号	高岡郡佐川町字道久田甲324番地２ほか２筆	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番１号 株式会社コスモス薬品　代表取締役 横山　英昭